平成２１年（フ）第６２１号
兵庫県西宮市上ヶ原八番町１番10号西宮市立寿園、前住所兵庫県宝塚市川面３丁目22番13号
破産者　**糀**原　　勇
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６４２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番11―1061号
破産者　堀口　敏明
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７１０号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目12番８号グランデージ東難波402号、前住所兵庫県尼崎市立花町１丁目20番33号高平文化
破産者　仙波　敏和
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７４９号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目８番地の16プリマベーラ608号
破産者　染川　博美
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０８号
兵庫県丹波市柏原町柏原5031番地
破産者　垣崎　幸宏
1　決定年月日　平成21年11月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２１年（フ）第１１８号
奈良市今市町660番地
破産者　山本　佳輝
1　決定年月日　平成21年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４１７号
奈良市右京２―１―２　平城第二団地第41号棟第106号室、住民票上の住所奈良市右京３丁目22番地の２
破産者　長尾　和美
1　決定年月日　平成21年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第１２６８号
宮城県柴田郡大河原町字袖谷地77番地、開始決定時の住所仙台市太白区向山３丁目21番28―309号
破産者　佐藤　裕子
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５５号
茨城県ひたちなか市平磯町1228番地
破産者　根本　　晃
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２７４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字鷲巣369番地10
破産者　森本　清藏
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１０６６号
京都市山科区四ノ宮川原町34番地の７
破産者　やきとり居酒屋あ！つこと　中野　耕山
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成１８年（フ）第８７３８号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番２―1302号、住民票上の住所東京都多摩市永山２丁目３番地１―1101
破産者　豊島　　哲
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４１２号
広島市中区吉島東１丁目24番１―406号　４
破産者　柳生しのぶ
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６９号
福岡県うきは市浮羽町西隈上572番地５
破産者　佐藤　京七
1　決定年月日　平成21年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第９１５号
仙台市泉区館２丁目１番地の106
破産者　今井　秀信
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１２６号
千葉県千葉市花見川区花見川４番16棟803号、開始決定時の住所茨城県常総市内守谷町5819番地
破産者　**草**間　好昭
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第４９３号
埼玉県川越市新宿町６丁目24番地２　レーベンハイム川越フィーヌ402号室
破産者　佐藤　紀子
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２０年（フ）第６７号
福井県敦賀市山泉39―６―４、旧住所福井県越前市本保町第24号20番地
破産者　安本純一郎
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６８号
福井市宝永３丁目16番３号
破産者　野田　紘一
1　決定年月日　平成21年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係